



令和5年7月 // 日

福井県知事 杉本 達治 殿

福井市北四ツ居2丁目18番
医療法人 明 和 会
理事長 吉 村 信

電話 (0776) 53-88

決 算 届

令和4年5月1日から令和5年4月30日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

事業報告書

(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

1 医療法人の概要

- ・ 名 称 医療法人 明和会
①財団 社団 (出資持分あり 出資持分なし)
②社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
③基金制度採用 基金制度不採用
- ・ 事業所の所在地 福井市北四ツ居2丁目18番31号
- ・ 設立認可年月日 平成2年5月28日
- ・ 設立登記年月日 平成2年6月1日

2 事業の概要

- ・ 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	吉村医院	福井市北四ツ居2丁目 18番31号	0床

- ・ 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和4年6月27日 令和4年4月30日決算期の決算の決定

令和5年4月27日 令和6年4月30日決算期の事業計画及び
収支予算の決定

法人名 医療法人明和会

所在地 福井市北四ツ居2丁目18番31号

財 産 目 録

(令和5年4月30日現在)

1. 資 産 額 54,575千円
2. 負 債 額 5,858千円
3. 純資産額 48,716千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流動資産	48,159
B 固定資産	6,387
C 繰延資産	28
D 資産合計 (A+B+C)	54,575
E 負債合計	5,858
F 純資産 (D-E)	48,716

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人明和会

所在地 福井市北四ツ居2丁目18番31号

貸借対照表

(令和5年4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	48,159	I 流動負債	5,858
II 固定資産	6,387	II 固定負債	0
1 有形固定資産	4,120	負債合計	5,858
2 無形固定資産	207	純資産の部	
3 その他の資産	2,060	科目	金額
III 繰延資産	28	I 出資金	30,000
		II 積立金	18,716
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	48,716
資産合計	54,575	負債・純資産合計	54,575

法人名 医療法人明和会

所在地 福井市北四ツ居2丁目18番31号

損 益 計 算 書

(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	148,670
2 事業費用	138,644
事業利益	10,025
II 事業外収益	652
III 事業外費用	0
経常利益	10,678
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	10,678
法人税等	206
当期純利益	10,472

法人名 医療法人 明 和 会

*医療法人整理番号

所在地 福井市北四ツ居2丁目18番31号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉村 信	医師	当法人の 理事長	賃借料の 支払い	9,240	家賃地代	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

不動産の賃借料は近隣相場を参考に決定している

監事監査報告書

医療法人明和会
理事長 吉村 信 殿

私は、医療法人明和会の令和5会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、社員総会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月27日

医療法人明和会
監事 岡本 俊 一

